

平成 28 年 3 月 17 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後 2 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長職務代理者(副町長)	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	岩 井 虎 男
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	山 本 政 人

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村 大
農林水産課長	松田 正剛
まち整備課長	細川 一元
富来病院事務長	北 富美夫
会計管理者(会計課長)	谷場 可一
学校教育課長	寺澤 俊彦
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安田 朗
議会事務局主査	宮川 信顕

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 町長提出 議案第 2 号ないし第 34 号及び第 36 号ないし第 47 号並びに請願第 1 号ないし第 3 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 町長職務代理者追加提出 議案第 48 号
- 日程第 4 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

(開 議)

越後敏明議長 ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

越後敏明議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第2号ないし第34号及び第36号ないし第47号並びに請願第1号ないし第3号（委員長報告、質疑、討論、採決）

越後敏明議長 次に、議案第2号ないし第34号及び第36号ないし第47号並びに請願第1号ないし第3号を一括して議題とします。

以上の案件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成28年第1回定例会におきまして、総務産業建設常任委員会に付託された議案14件、請願2件につきまして、9日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第12号 志賀町行政不服審査条例について、及び議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査会の設置や書類の写しの交付手数料など必要な事項を定めるため、条例の制定及び一部改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、行政不服審査会の組織及び本町における行政不服審査請求件数の状況についての質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

議案第14号 志賀町本社機能立地促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例につきましては、地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、石川県が策定した地域再生計画に基づき、県と連携して本社機能立地促進に取り組むため、固定資産税の不均一課税に関する条例を新たに制定するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 志賀町本社機能施設立地の促進に関する条例につきましては、国の施策を受け、本町においても更なる補助金制度の充実を図り、本社機能施設の立地を促進していくため、条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、

本社機能施設を有する企業の定義及び財産処分の届出期間等について質問がなされ、町長職務代理者及び担当課から詳細な説明を受けております。

議案第 19 号 志賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政不服審査法等の改正に伴い、審査や審理に関する書面や手数料等について、行政不服審査法と整合性を図る必要があることから、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 20 号 志賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 21 号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 22 号 志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、年金の給付に係る調整率が変更となったため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 23 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第 24 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の特別給及び給与の額が改定されたことに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

議案第 25 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正を踏まえ、人事院の勧告に準じたものや地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに行政不服審査法の改正により、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、単身赴任手当の支給要件及び支給状況について質問がなされ、町長職務代理者及び担当課から詳細な説明を受けております。

議案第 26 号 志賀町いこいの村能登半島施設改修基金条例の一部を改正する条例につきましては、いこいの村能登半島施設と一体的に運営されている志賀の郷ファミリーパーク施設及び志賀の郷運動公園施設を本基金の対象施設に追加するとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 33 号 志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例につきましては、志賀町本社機能施設立地の促進に関する条例の制定に併せ、補助対象企業の指定等について、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 34 号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、都市計画道路高浜東部団地線の整備に伴い、松ヶ丘住宅 5 戸及び老朽化した地頭町住宅 1 棟 2 戸の解体撤去にあたり、町営住宅の名称及び地番につきまして、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

請願第 1 号「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願書、及び請願第 2 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願につきましては、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、採決した結果、いずれも、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 教育民生常任委員会委員長 久木拓栄君。

久木拓栄教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会報告をいたします。

今定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託をされた議案 9 件、請願 1 件について、去る 11 日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過及び結果についてを報告いたします。

まず、議案第 15 号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、及び議案第 16 号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、児童福祉法の改正に伴い、市町村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業等を実施することが可能になったこと、また、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を市

町村が条例で定めることとされたことから、必要な事項を定める条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、家庭的保育事業等の認可にあたっての審査方法等について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

続きまして、議案第 17 号 志賀町妊産婦医療費助成に関する条例については、妊産婦に対し、妊娠、出産に起因する医療費の一部を助成することにより、その疾病の早期発見と適正な医療の確保を促進し、母子保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に条例を制定すべきものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 27 号 志賀町立公民館条例の一部を改正する条例については、地籍調査の確定により、東増穂公民館の設置地番を変更するものであり、議案第 28 号 志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、高浜体育館を志賀小学校の学校施設に変更するものであり、それぞれ字句の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 29 号 志賀町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例については、本年 4 月より放課後児童クラブの名称及び位置を変更するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童クラブの対象児童を小学校 6 年生まで拡充するため、所要の改正を行うものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、受け入れ児童の審査方法等について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

続きまして、議案第 30 号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、石川県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正や本条例が引用している法令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 31 号 志賀町乳幼児・児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条

例の一部改正に併せて、条例中の用語の定義などを明確にするため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 32 号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、上位所得者層の国民健康保険税の課税限度額を上げる一方で、所得の低い被保険者の所得判定基準を緩和し負担軽減を図るため、所要の改正を行うものとの説明を受けました。採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、請願第 3 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書につきましては、安全・安心の医療・介護を実現するため、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことを求める趣旨の請願でありました。審査の結果、賛成多数をもって、採択いたしました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 予算決算常任委員会委員長 南政夫君。

南政夫予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成 27 年度各会計の補正予算にかかる議案 10 件及び平成 28 年度各会計の当初予算にかかる議案 12 件について、去る 10 日、14 日、15 日の延べ 3 日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、議案第 36 号 平成 28 年度志賀町一般会計予算については、賛成多数をもって可決するものと決し、他の 21 議案については、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出

された貴重な意見、要望等を十分に踏まえ、特に議論が集中したことについては、その理由等を十分考慮され、町の発展及び住民福祉の向上、さらには町民の負託にこたえられるよう、格別なる配慮のもとで適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

越後敏明議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

越後敏明議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

越後敏明議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

越後敏明議長 これより、本件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第 98 により、討論は一括して行うことを許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

越後敏明議長 1 番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、この3月第1回定例会に上程されました議件のうち、議案第 23 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 24 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 36 号 平成 28 年度志賀町一般会計予算についての3件について、反対するものであります。

まず、議案第 23 号、議案第 24 号についてであります。これは町議会議員、町長、副町長、教育長の期末手当、いわゆるボーナスを 0.05 か月分引き上げるというものであります。これは一般職員の給与とは区別して考えるべきです。消費税増税 8 パーセント、実質賃金 4 年連続の低下等で町民の生活実態には厳しいものがあり、決して町民の理解を得られるものではないと言わざるを得ません。

次に、議案第 36 号 平成 28 年度志賀町一般会計予算についてであります。この議案の中には、本議会一般質問でも取り上げましたが、今福島原発事故から満 5 年、収束の見通しさえ立っていないもとの、安倍政権は日本各地での原発再稼働、原発海外輸出を進めていますが、再稼働については、司法からも示されるなど、疑問が示されるなど、国民的合意など得られてはいません。そんな中、任意の実質的な原発推進団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会に補助金を支出するのは、町民の理解を得られるものではないと思います。

また、本町独自の小中学校の学力テストへの委託料の盛り込みであります。この学力調査は、早いうちからのデータ管理で、早いうちからのいわゆる出来る子、出来ない子の振り分けにつながる恐れがあると思います。本町での義務教育は、そういった血の通わないものではなくて、もっと子供たちも先生方にとっても伸び伸びとしたものであってほしいと思います。

また、引き続きマイナンバー制度関連で、システム整備事業費が計上されています。マイナンバー制度は、個人情報漏えい、システムのトラブル、巨額の税金投入などの問題点もあり、制度の中止を求めてきましたが、マイナンバー制度の問題点は、改善されるどころか制度の根幹にかかわる問題がさらに拡大しています。今からでも国は、マイナンバー制度を一旦中止、または凍結し、廃止を目指すべきと指摘をしておくものであります。

しかしながら、全体を通してみますと、ひとり親家庭等支援事業の拡充や妊娠・出産のため、生じた疾病にかかる医療費助成事業の新設、任意予防接種事業の拡充、町道整備など、町民にとって、子育て支援や住民サービス向上、生活向上につながる多くの新規やより拡充された施策に対しては、大いに評価するものであることを申し添えまして、反対討論とさせていただきます。

続きまして、請願第 1 号、請願第 2 号、請願第 3 号の賛成討論を行います。まず、請願第 1 号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願書についてであります。いよいよ今月 29 日施行の運びとなります。平和安全保障関連法、いわゆる戦争法、日本を戦争する国に作り替える戦争法は、若者の未来に何をもたらすのでしょうか。安保法制で自衛隊員に殺し、殺される 2 つの危険が切迫しています。1 つは、自衛隊が派遣されているアフリカ南スーダンでの国連 P K O を攻撃するなど、内戦状態、そんな地域で自衛隊

が駆け付け警護とあって、武器を使えば政府軍と交戦する戦争当事者になります。憲法が禁ずる海外での武力行使そのものであります。2つめには、対イスラム国帝都 I S 軍需作戦への参加にも道を開いています。首相の考えひとつで対テロ戦争に参戦することになりかねない重大問題です。どうか日本の若者の誰ひとりとして、このような戦場へは送らない、そのための議員各位のご配慮をお願いいたします。

次に、請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願についてであります。環太平洋連携協定、いわゆるTPPですが、国会決議と与党の公約に反し、国民生活破壊の亡国の道となる秘密交渉の産物です。国会決議で聖域とした米、乳製品など重要5項目の3割の品目で撤廃され、さらに発行7年後には、完全撤廃の方向で再協議、最終的には完全撤廃になります。また、39パーセントと、低い食料自給率はさらに低下し、安定協定が難しくなり、今後、世界人口の増加、気候変動、振興国の消費増もあり、穀物需給がひっ迫し、食料の奪い合いが懸念されます。また、食の安全不安も大きくなります。成長ホルモン剤、遺伝子組み換え、ポストハーベスト農薬、BSEなどの輸入食品が増え、表示など消費者の選択も狭まります。また、ISD、投資家対国家の紛争処理条項で、主権が侵害される恐れがあります。このようなTPPは、絶対に批准してはならないと思います。どうか、議員各位のご配慮をお願いいたします。

最後に、請願第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書についてであります。日本医労連が2013年に実施しました介護職員の労働実態調査、回答数32,372名では、慢性疲労73.6パーセント、やめたいと思う75.2パーセント、十分な看護ができていない57.5パーセント、ミスやニアミスの経験がある85.4パーセントという実態があります。

これらの状況は、前回の調査、2010年から改善されていないことも明らかになっています。これらのことから、今国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は、深刻な人手不足が浮き彫りになっています。そのため、労働実態は依然として厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師、看護師、介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は、喫緊の課題となっています。

どうか、議員各位の皆様のご賛同をお願い申し上げまして、請願第1号、第2号、第3号の賛成討論とさせていただきます。大変ありがとうございました。

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

富澤軒康議員 はい、議長。

越後敏明議長 12番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 今ほど私は、中谷議員の反対の意見、反対の討論を聞いておまして、やはり私とは全く主義・主張が違う異次元の感性と考え方であるなあということ、今は只々実感をした次第であります。

そういう立場から、私は中谷議員の反対、つまり賛成の討論をいたします。まず、議案第23号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び第24号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、両案はいずれも、国家公務員の給与改定に準じて、特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに伴う議員及び特別職の期末手当の改定、そしてまた、人事委員会を置かないという本町におきましては、国の人事院勧告に準ずることは当然の措置であり、妥当なものというふうに考えております。

また、続いて、第36号 平成28年度志賀町一般会計予算については、地方創生、そしてまた、住民の福祉の向上につながる一般会計の予算措置であり、その内容は、とても住民生活や経済活動に直結する施策や事業に要する経費の計上であり、一瞬たりとも行政の停滞があっては許されない、賛意をもって速やかに予算を議決し、その執行にあたられることを、まずもって申し上げます。

志賀原子力安全環境、環安協に対する補助金、本協議会は町内の団体、そしてまた、法人及び個人での会員の目的に賛同するものとされており、商工会、区長会をはじめ、老人クラブ、女性団体など地域に密着した多くの団体が参加しており、原子力発電所の安全、環境安全等の提言や原子力に関する広報活動を目的とした町内で唯一の団体であります。

原子力発電所を立地する本町においては、発電所の見学会、勉強会など様々な広報活動を通じて、広く町民に対し、原子力発電所の課題や現状、そしてまた、原子力に関する知識を分かりやすく正確に情報提供し、理解を求めていただくということで、本協議会の広報事業に対する補助金支出は、言うまでもな

く適切であり賛成をするものであります。

また、学力テストですけれども、私はこの学力テストに関してなぜ反対するのか、またなぜ不必要なのか全くもって分かりません。学力調査は、学力や学習状況などを的確に把握し、分析することから生徒の学力向上を図るためでありますし、また、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることなど様々な取り組みを通して、教育に関する継続的な検証・改善をサイクルする、確立するために必要な学力テストであるというふうに思っております。

また、マイナンバー制度でありますけれども、これは年金や健康保険、税金、住民票、雇用保険など、それぞれに識別番号がついていたものを一元化することで公平で公正な社会の実現と行政手続きの簡素化による国民の利便性の向上、そして行政の効率化が図られるものであります。公正で効率的な社会保障と税番号制度を実現するためのマイナンバー制度にかかる必要な施策についての今回の予算措置は、当然の措置であり、賛意を表するものであります。

その他、残余の議案につきましても、来てみて良かった町、そしてまた、住んで良かった町を実現するために、いずれも住民福祉向上の観点から、すべてに賛意を表し、議員各位の良識的なご判断のもとに賛同をお願いして、議案に対する賛成討論といたします。

越後敏明議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

戸坂忠寸計議員 はい、議長。

越後敏明議長 15番 戸坂忠寸計君。

戸坂忠寸計議員 はい、議長。

私は、請願第1号「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願書、そして、請願第2号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願、及び請願第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書に、反対の立場で討論をいたします。

まず、請願第1号についてです。本請願の趣旨は、昨年9月19日に可決、成立した平和安全保障関連法に関し、これらは憲法違反で、日本は海外で戦争する国になり、平和安全とは全く逆の事態を招くとの主張で、関連法の廃止を求める意見書の提出を願うものであります。

まず、憲法との整合性につきましては、我々が軽々と語るべきものではなく、今後、司法の場で判断されるべきものであることを、先に申し上げさせていただきます。さて、これらの関連法についてですが、いまだに一部で反対議論や反対運動が展開されており、反対を唱える方々は、口を揃えて戦争法案や戦争立法などと申しております。こうしたなか、北朝鮮は、本年1月に大規模な地下核実験を皮切りに、2月には衛星打ち上げと称し、実質的には核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイルの発射を行い、世界に大きく脅威を与えました。さらに、今月2日の国連安保理による制裁決議後も、日本海に向けて短距離ミサイルを複数回発射し、挑発行動を繰り返しております。一方、中国におきましても尖閣諸島問題や公海上の領海を巡る覇権争いなど、日に日に我が国に及ぶ脅威は増していると感じております。

当然のことながら、平和外交は話し合いや協議などの外交努力によって保たれるべきものではありませんが、相手国がそのテーブルにつかない場合は、粘り強い交渉が必要となります。しかし、暴発の危険がある場合には、事態が起こってからでは遅く、あらかじめその備えをすることが、国民生活を守る上で重要であり、関連法は我が国の主権と国家防衛上、必要な法制と考えます。

何よりも、安全で安心、平和な住民生活を守ることは、政治の使命であり、政治の一端に身を置く私の判断としましては、これらの関連法は必要との観点に立ち、関連法の廃止を求める本請願には、断固として反対の意を表すものがあります。

続いて、請願第2号についてです。TPP協定を国会で批准することは拙速すぎるとし、全農産物の関税撤廃が迫られる恐れがあるから批准しないよう意見書の提出を求める内容であります。

TPPは、太平洋周辺の12か国が参加し、貿易と投資の自由化に加え、サービスや知的財産などのルールを決める包括的な経済連携協定で、国内総生産、いわゆるGDPで、世界の4割を占める巨大な経済圏を作りあげるものです。この協定により、農業は壊滅するという意見があります。しかし、関税撤廃は農業において、新たなビジネスチャンスとなり、特に、海外で評価の高い農産物の海外進出はこれから進むものと思います。本町にも名産の農産品があり、これらが同じ土俵のもと、海外への販路開拓が容易となれば、町の農林水

産業の発展へとつながるものとなり、すでに本町には、先進的な農業従事者が、ころ柿をアジア圏に輸出する試みがなされてもおります。

過日の新聞に掲載されていましたが、県が昨年実施した農家の実態調査によりますと、9割が後継者がいないと答え、7割を超える方が10年以内にやめるという深刻な調査結果が出ており、集約化や大規模経営化など、営農環境の整備・改善を図る一方で、TPPを契機に、若者たちが熱い思いで農業に参入することができる環境を作っていくことが、次世代の農業に必要なことではないかと考えます。一方、政府は、TPP総合対策本部で、総合的な対策を実施し、万全の対策を講じていくとのことであり、協定発効に伴い、11の法律から成るTPP法案を今国会に提出し、影響が大きいと言われる畜産農家への経営安定化策や地域ブランドを諸外国と相互に保護することなどが盛り込まれております。

農業のみならず、多種分野にわたるTPP協定は、幅広い分野での貿易が公正なルールのもとで展開され、持続可能な経済圏をつくり上げるものであります。先人たちの努力によって築かれた現在の我が国が、さらに成長・発展し、子や孫の世代へと引き渡していく大きな責任において、TPP協定は必要と考え、批准しないことを求める本請願には、反対するものであります。

続いて、請願第3号についてです。本請願は、医療従事者の勤務環境改善のため、労働時間を制限し、従事者を増員し、国民の負担を減らし、病床削減は行わないことを求める、耳触りのいい内容であります。

確かに、今般の我が国の医療と介護事情は、地方の医師・看護師、介護士などのマンパワーの不足や、高額となった診療報酬、厳格な看護基準による看護師等の過酷な就労環境、多種多様な薬価基準、高いとはいえない介護報酬など、様々な課題や問題が山積しております。しかし、これらには業界全体の構造的な問題や制度的な課題等が多くあり、単に、医療・介護従事者の待遇改善だけの断片的な政策のみによって解消されるものではないことは、皆さんご承知のとおりであります。まさに、木を見て森を見ずの議論ではなく、医療、保健、福祉の総合的な連携における議論を行い、国民の健康や生命を守ることが必要と考えます。よって、この請願趣旨には賛成をしかねるもので、反対を表明するものであります。

以上、議員各位の良識なご判断のもとでのご賛同をお願い申し上げまして、私の請願第1号、第2号、第3号に対する反対討論とさせていただきます。

越後敏明議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

越後敏明議長 次に、原案に反対者の発言を許します。他にありませんか。

(発言なし)

越後敏明議長 討論を終結します。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

まず、町長提出 議案第2号 平成27年度志賀町一般会計補正予算(第4号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第3号 平成27年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ないし第11号 平成27年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第1号)についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第12号 志賀町行政不服審査条例について、ないし、第22号 志賀町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 23 号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 24 号 志賀町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 25 号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ないし第 34 号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 36 号 平成 28 年度志賀町一般会計予算について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14 名)

越後敏明議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第 37 号 平成 28 年度志賀町国民健康保険特別会計予算について、ないし第 47 号 平成 28 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

いずれの採決も起立によって行います。

まず、請願第 1 号 「平和安全保障関連法」の廃止を求める意見書の提出を求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案について採決します。本請願を、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

越後敏明議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第 2 号 TPP 協定を国会で批准しないことを求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。したがって、原案につ

いて採決します。本請願を、採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2名)

越後敏明議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第3号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。本請願は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 6名)

越後敏明議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第3 町長職務代理者追加提出 議案第48号 (提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

越後敏明議長 続いて、本日、町長職務代理者から追加提出のありました、議案第48号 工事請負契約の締結について「高浜小学校 校舎棟解体撤去工事」を議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

庄田町長職務代理者。

庄田義則町長職務代理者 去る3月1日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただきました工事請負契約の締結に係る議案1件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第48号 工事請負契約の締結については、高浜小学校 校舎棟解体撤去工事を行うにあたり、株式会社千場建設 代表取締役 千場和広と5,832万円で工事請負契約を締結しようとするもので、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

越後敏明議長 説明を終わります。

(質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 討 論 の 省 略)

越後敏明議長 お諮りします。

本案につきましては、急施事件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は、直ちに採決することに決しました。

(採 決)

越後敏明議長 これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 15名)

越後敏明議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

越後敏明議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

越後敏明議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

越後敏明議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

庄田町長職務代理者 議長。

越後敏明議長 町長職務代理者が発言を求めておりますので、これを許可します。
町長職務代理者。

庄田町長職務代理者 発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。3月1日に開会いたしました、平成28年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたりまして、議員各位にお礼を申し上げたいと思います。

小泉町長不在という中にありまして、議員各位には何かとご配慮いただきました。本当にありがとうございました。今議会では、一般会計のほか、特別会計及び企業会計合わせて、12会計の平成28年度当初予算をご審議いただくとともに、平成27年度の補正予算、条例の制定及び一部改正、さらには、工事請負契約に関する案件など、いずれも慎重審議の上にも円滑にすべて可決していただきました。心からお礼を申し上げます。今定例会の会期中に議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、その趣旨を十分に踏まえまして、町政に反映させながら、将来にわたって、安心して暮らせる、住みよい町づくりを推進していきたいと考えております。町長の早期復帰をお祈りしつつ、私をはじめ職員一同、28年度もまた引き続き職務に邁進してまいります。議員各位におかれましては、今後とものご指導、ご鞭撻を心からお願いを申し上げます。平成28年第1回の志賀町議会定例会の閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

越後敏明議長 平成28年第1回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。
どうもご苦労様でございました。

(午後3時1分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第8号

入札結果報告について

(平成28年3月9日 1件)

2 議長報告第9号

閉会中の継続審査について

- ・総務産業建設常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・予算決算常任委員会委員長
- ・議会運営委員会委員長

3 議長報告第10号

委員会審査報告書

- ・総務産業建設常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・予算決算常任委員会委員長

4 議長報告第11号

陳情書について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 越 後 敏 明

志賀町議会議員 久 木 拓 栄

志賀町議会議員 中 谷 松 助